



発行 東京都

目次

規則

○東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則………（福祉保健局医療政策部医療人材課）…一

告示

- 市街地再開発組合の設立認可………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三
○都道の区域変更（四件）………（建設局道路管理部路政課）…四
○土地改良区役員の就退任………（産業労働局農林水産部農業振興課）…九

規則

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年六月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第四百四十四号

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則

東京都立看護専門学校学則（昭和四十六年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「二人」を削り、同条第二項中「、かつ、一人は東京都内又はその近接地に居住するもので」を削る。

別記第三号様式を次のように改める。

誓約書・保証書

誓約書

年 月 日

東京都立 看護専門学校長 殿

本人 郵便番号 住所 電話番号 氏名

印

入学を許可された上は、諸規則を守り、学業に精励することを誓約します。

保証書

年 月 日

東京都立 看護専門学校長 殿

保証人 郵便番号 住所 電話番号 本人との関係 氏名

年 月 日 印

上記の者の一身上のことを引き受けて処理することを保証します。

別記第六号様式中「上記の者の一人以上に関することをすべて引き受けて処理することを保証します。」を「上記の者の一人以上のことを引き受けて処理することを保証します。」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都立看護専門学校学校則第十條の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において東京都立看護専門学校に在学し、施行日以降引き続き在学する者(以下、「在学者」という。)について、準用することができる。この場合において、同条中「前条の規定による入学試験に合格した者」とあるのは「在学者」と、同条中「誓約書・保証書(別記第三号様式)に入学料を添えて」とあるのは「保証人変更届・保証書(別記第六号様式)を」と、読み替えるものとする。

告 示

●東京都告示第千十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一條第一項の規定に基づき神田練堀町地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年六月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

神田練堀町地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年六月二十三日から平成三十一年十二月三十一日まで

三 施行地区

千代田区神田練堀町及び神田松永町地内

四 事務所の所在地

千代田区神田練堀町四番地二

五 設立認可の年月日

平成二十七年六月二十三日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十七年七月二十二日

●東京都告示第千十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十三日

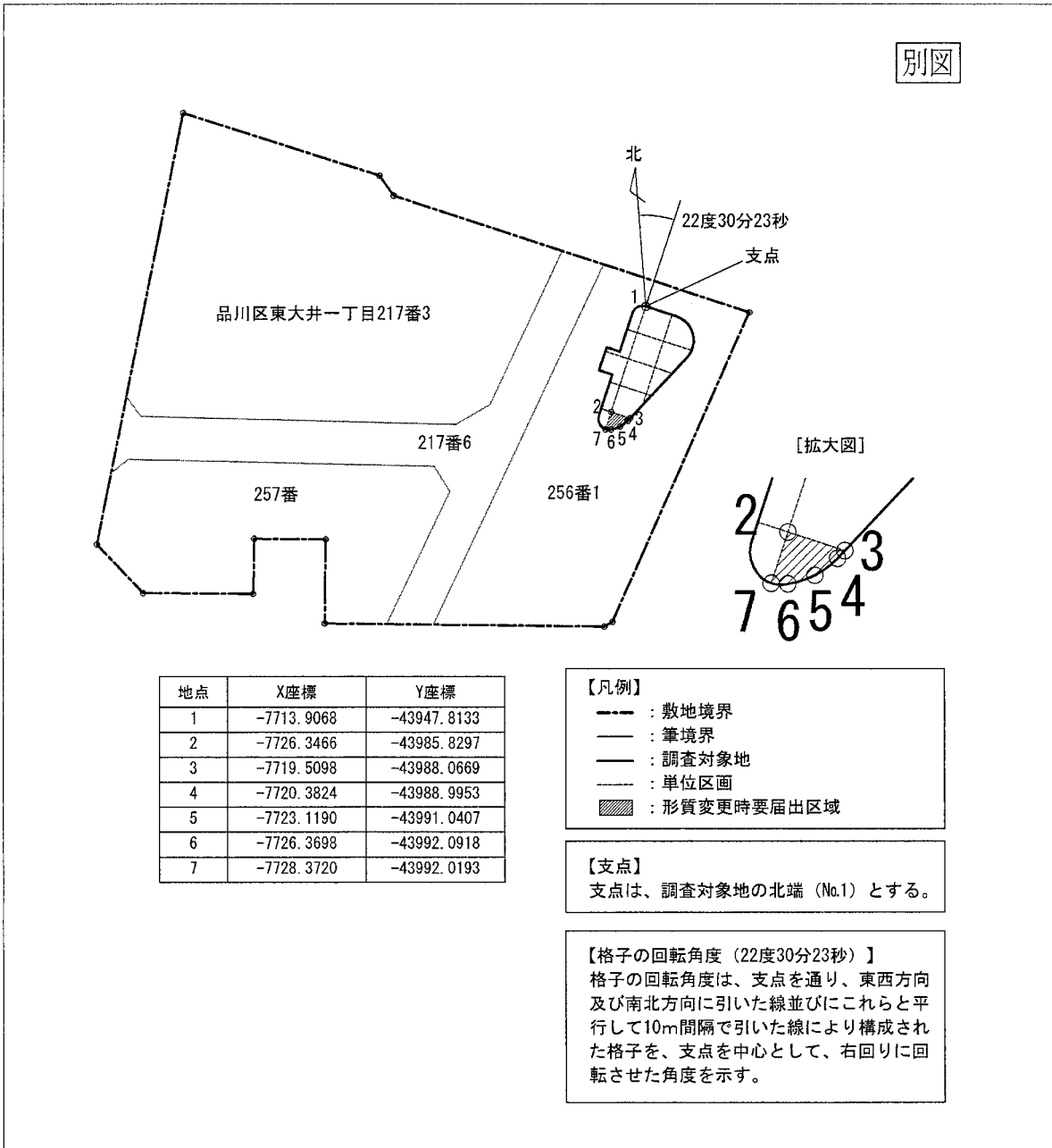
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東大井

一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六百四十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十三日

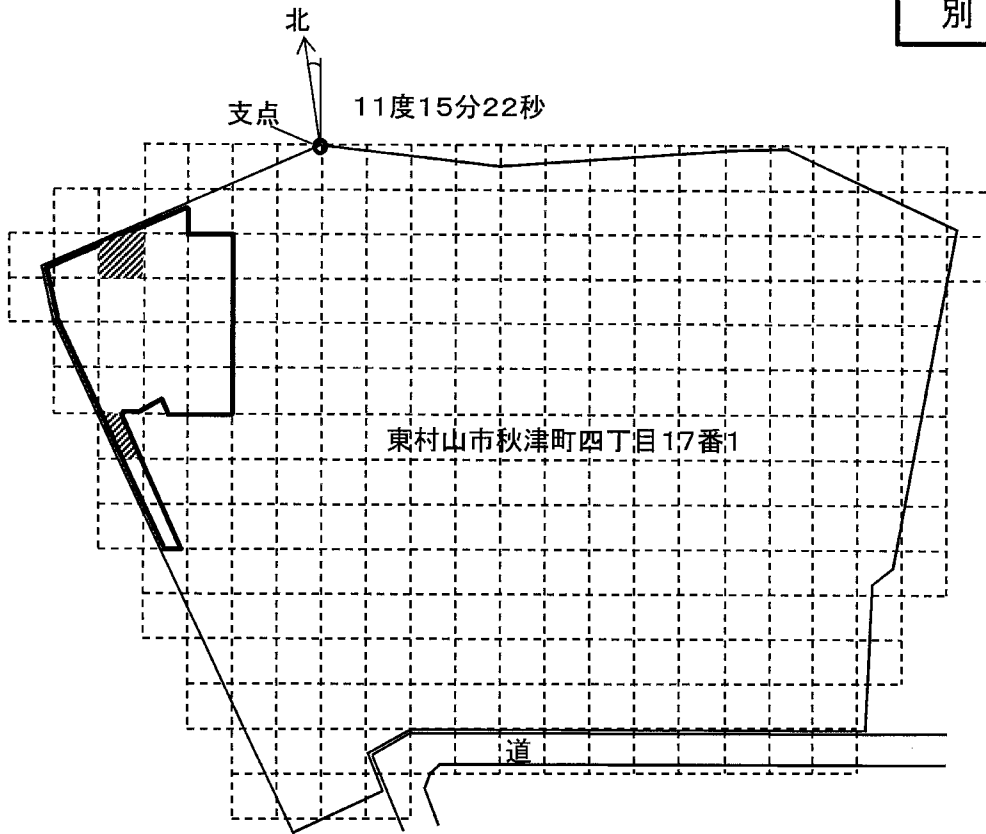
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり (東村山市秋津町四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



- 凡例
- : 調査範囲
 - : 敷地境界
 - - - : 単位区画
 - ▨ : 指定を解除する区域

■支点
 支点は、敷地境界(東村山市秋津町四丁目17番1)の最北端とする。

■格子の回転角度 (11度15分22秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

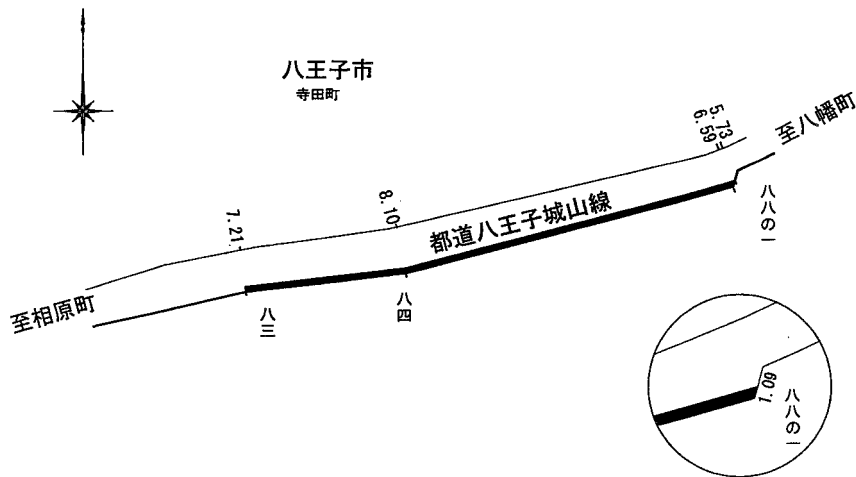
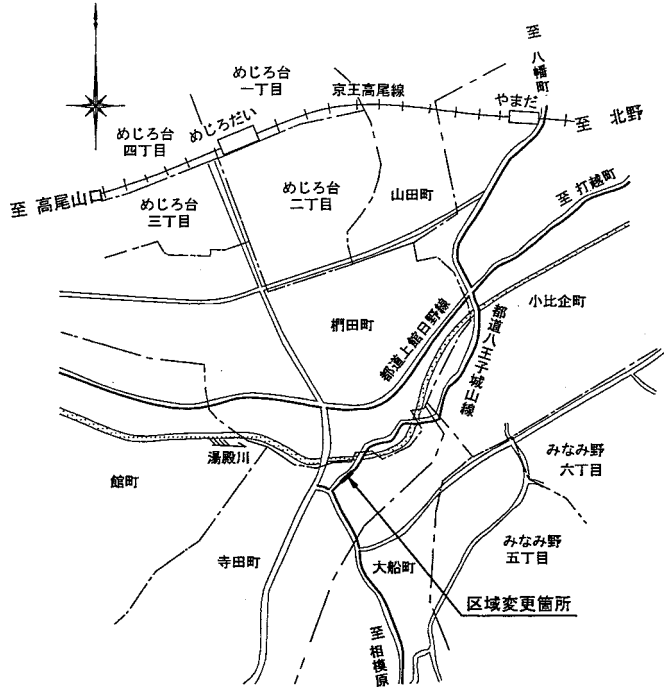
東京都知事 舛 添 要 一

- 一 路線名 八王子城山
- 二 変更の区間 八王子市寺田町八十八番一地先から同所八十三番地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八王子城山線区域変更略図
八王子市寺田町地内

都道
 市道
 編入区域
 延長 八五・四六メートル
 面積 七八・一八平方メートル



●東京都告示第千二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

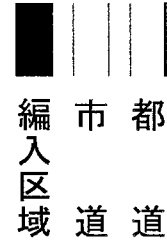
東京都知事 舛添 要 一

- 一 路線名 稲城日野
- 二 変更の区間 日野市落川千七十七番一地先から同市三沢一丁目十四番十五地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道稲城日野線区域変更略図

日野市落川、三沢一丁目



 都道

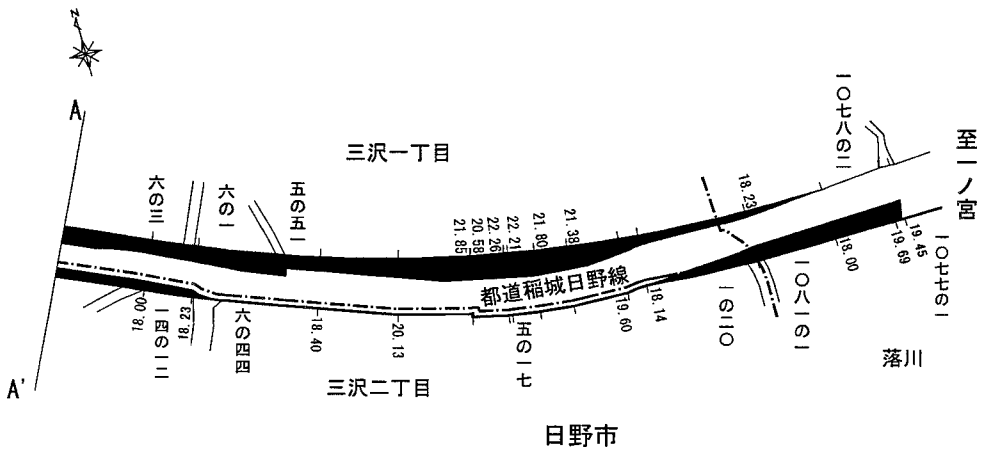
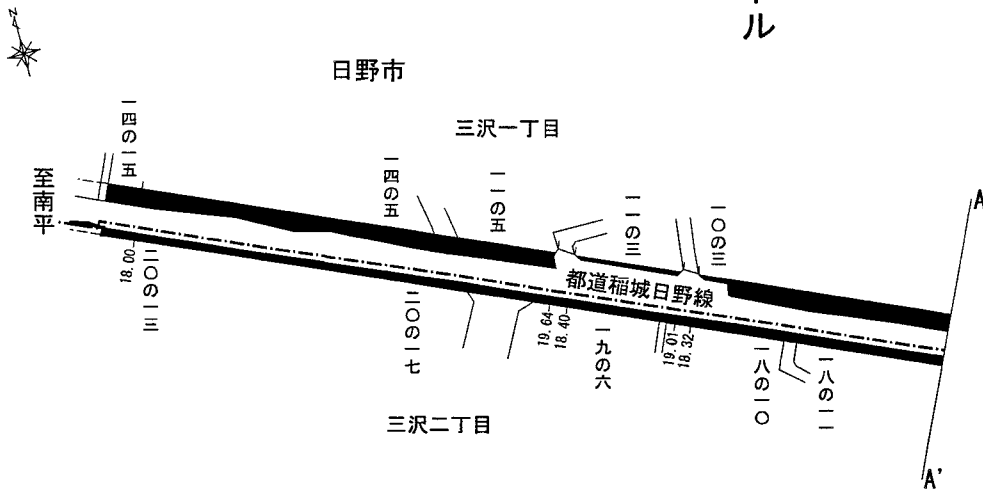
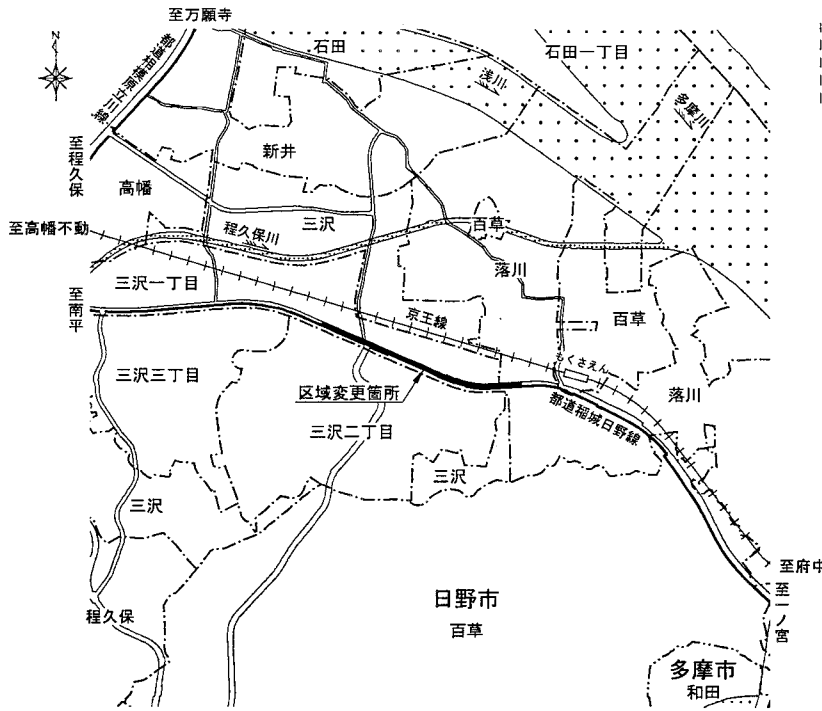
 市道

 編入区域

延長 五九六・二五メートル

 面積 四、三三二・三九平方メートル

 計画線



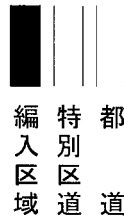
別図

都道神楽坂高円寺線区域変更略図
中野区中央二丁目地内

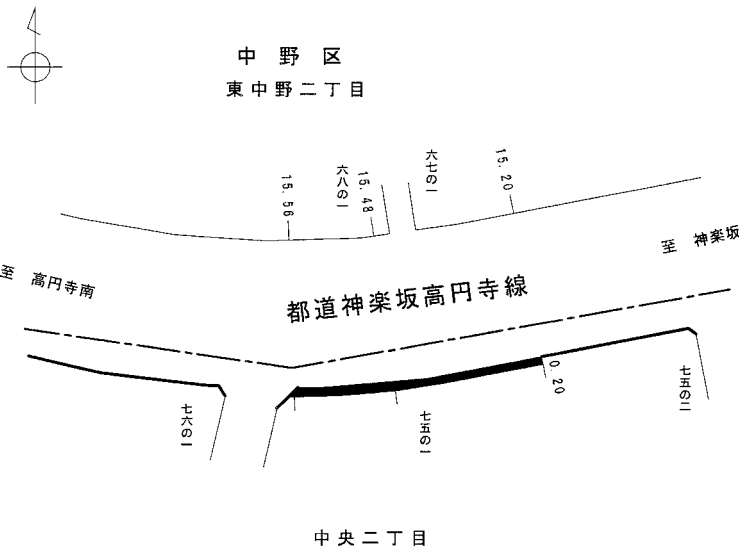
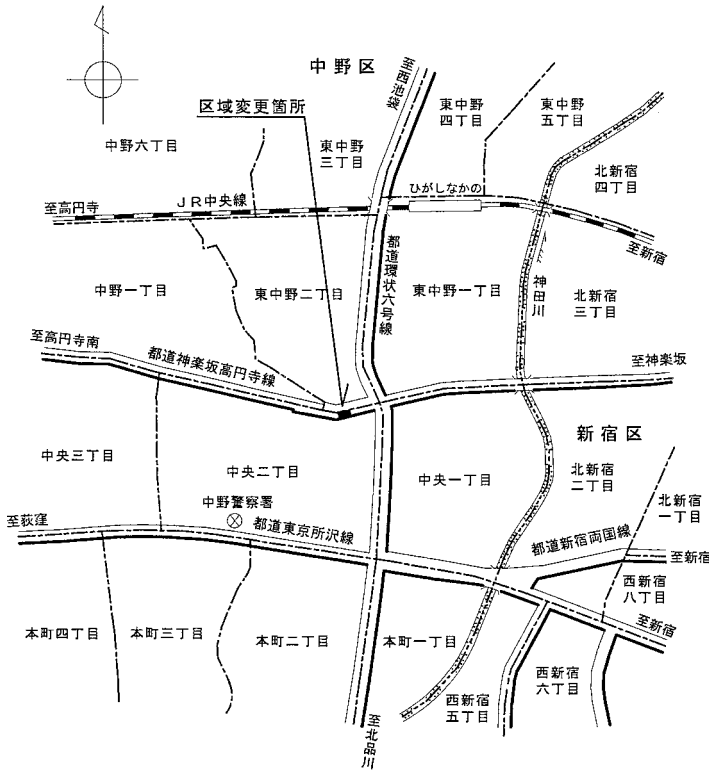
●東京都告示第千二十二号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年六月二十三日

- 一 路線名 東京都知事 舛添 要一
- 二 変更の区間 神楽坂高円寺
- 三 変更の概要 中野区中央二丁目七十五番一地先
別図表示のとおり



延長 二四・三〇メートル
面積 七・〇六平方メートル



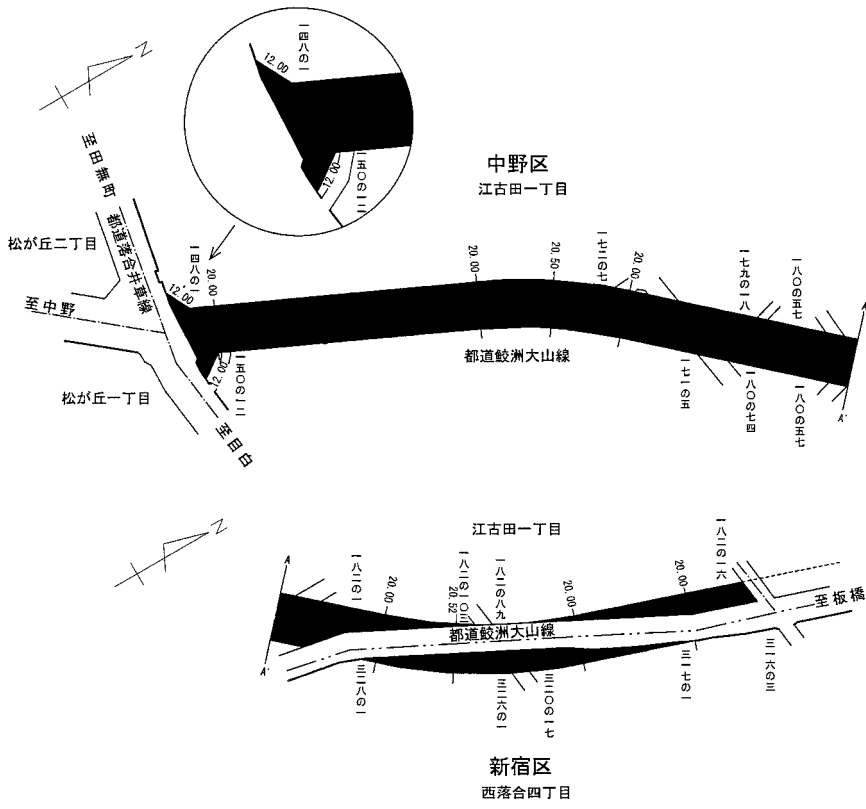
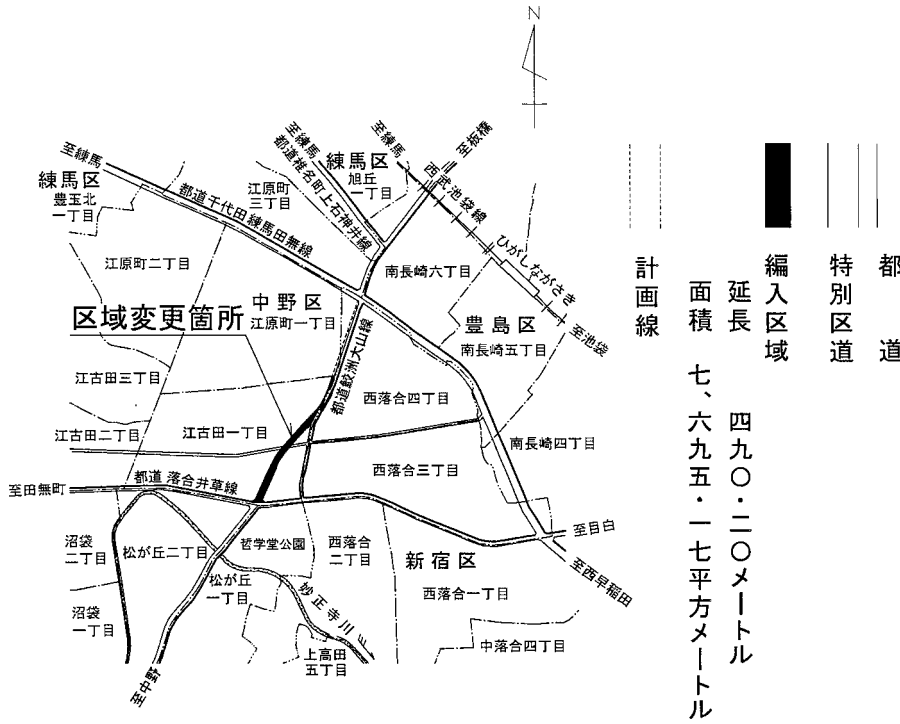
●東京都告示第千二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十三日から起算し

別図

都道鮫洲大山線区域変更略図
中野区江古田一丁目地内



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間 中野区江古田一丁目百四十八番一地内から同所百八十二番十六地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

土地改良区役員の就退任について

府中用水土地改良区理事長森久保一征から平成二十七年五月十九日付けで役員の就退任届があったので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 退任

退任年月日 平成二十七年四月二十日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 府中市是政一丁目十一 鈴木 一治 副理事

番地の十七 長

二 就任

就任年月日 平成二十七年四月二十一日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 府中市西府町二丁目二 松本 昇

番地の一

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。